

承継届出書

年 月 日

貝塚市長様

住所

届出者

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

- ばい煙発生施設
- 一般粉じん発生施設
- 特定粉じん発生施設
- 揮発性有機化合物排出施設
- 水銀排出施設
- 特定施設
- 有害物質貯蔵指定施設
- 届出施設

に係る届出者の地位を承継したので、

- 大気汚染防止法第12条第3項(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)
- 水質汚濁防止法第11条第3項
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第10条第3項
- 騒音規制法第11条第3項
- 振動規制法第11条第3項
- ダイオキシン類対策特別措置法第19条第3項
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例第34条
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例第58条第3項
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例第92条第3項 (□騒音 □振動)

の規定により、次のとおり届け出ます。

ふりがな 工場又は事業場 工場等}の 名称	(電話番号)	※整理番号		
	(郵便番号)	※受理年月日	府	年 月 日
工場又は事業場 工場等}の 所在地			市町村	年 月 日
施設の種類		※施設番号 工場番号等		
施設の設置場所	別紙のとおり	※備考 (収受印等)		
承継の年月日	年 月 日			
被承継者 氏名(法人にあつては、名称)			(市町村)	
住所				
承継の原因				

参考事項 (被承継者が届出した内容を記載すること)

被承継工場又は事業場の名称	
---------------	--

- 備考
- 1 水質関係(条例対象)については、施設の種類の欄には、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第10に掲げる号番号及び名称を記載すること。
 - 2 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあった施設の承継の届出である場合には、施設の種類の欄には記載しないこと。
 - 3 施設の設置場所の欄の記載については、できる限り図面等を利用して、承継した届出施設を明示すること。
 - 4 大気関係については、裏面にも記載すること。
 - 5 騒音・振動関係については、工場等の所在地欄に用途地域を記載すること。
 - 6 ※印の欄には、記載しないこと。

		施設の種類	規 模	施 設 番 号
承継した施設の概要	大気汚染防止法	ばい煙		
		特定粉じん		
		一般粉じん		
		揮発性有機化合物		
		水銀等		
	ダイオキシン類 対策特別措置法			
大阪府生活環境の保全等に関する条例	ばい煙	ばいじん		
		有害物質		
	粉じん			